

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が、自社の製品、サービス又は技術等（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に掲げる生鮮食品を除く。）（以下「自社製品等」という。）の新たな販路を開拓するために、見本市、オンライン見本市又は越境ECモール（以下「見本市等」という。）への自社製品等の出展に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、その成長を志向する市内の中小企業者を後押しし、もって地域経済の活性化が促進されることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- （2） 会社 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。
- （3） 見本市 取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として開催される見本市、展示会その他これらに類するもの（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを除く。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア その場で小売することを主目的としたもの

イ 香川県内で開催されるもの

ウ 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

エ 次条で定める補助対象者が主催し、共催し、協賛し、又は後援するもの

オ その他市長が不相当と認めるもの

(4) オンライン見本市 インターネットを活用した非対面型の見本市で、国内及び国外のバイヤー等を対象として開催されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 小売することを主目的としたもの

イ 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

ウ 次条で定める補助対象者が主催し、共催し、協賛し、又は後援するもの

エ その他市長が不適当と認めるもの

(5) 越境ECモール 出展料等を運営者に支払うことにより、国外のバイヤー又は消費者等との電子商取引を行うウェブサイトを用いる。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

イ 次条で定める補助対象者がその運営に関与するもの

ウ その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する個人

イ 市内に主たる事業所を有する会社

ウ 法第2条第1項第6号から第8号までに掲げる者であって、市内に主たる事務所を有するもの

(2) 事業収入を得ている者であること。

(3) 今後も市内で事業を継続する意思を有している者であること。

(4) 市長が別に定める専門的指導（第7条第3項で定める専門的指導をいう。）を受けた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいう。以下同じ。）が所有している者（個人を除く。この号において同じ。）

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 第8条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(3) 交付申請日の属する年度において、第8条の規定による交付の申請をしようとする事業の第4条第1項各号に掲げる事業の区分と同一の区分の事業について、既に本補助金の交付の決定を受けている者

(4) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）と同一の事業に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

(7) 政党その他の政治団体

(8) 宗教上の組織又は団体

(9) 法人格のない任意団体

(10) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認め

た者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

（1） 国内で開催される見本市へ自社製品等を出展する事業（以下「国内枠」という。）

（2） 海外で開催される見本市へ自社製品等を出展する事業（以下「国外枠」という。）

（3） オンライン見本市又は越境ECモールへ自社製品等を出展する事業（以下「オンライン枠」という。）

2 市長は、第9条の規定による交付の決定の日前に着手された事業であっても、第8条に規定する申請書に記載されている事業との同一性を確認することが可能であって、市長が適正と認める場合には、これを補助対象事業とすることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額は含まない。）のうち、補助対象事業の区分に応じ、別表第1及び別表第2の補助対象経費欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該

各号に定める方法により算出して得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、次条の規定による事前相談を申し込み、それを可とする通知を受けた場合に係る補助申請の額が、各号に定める方法により算出して得た額よりも少ないときは、補助金の額は、当該補助申請の額を限度とする。

（１） 国内枠 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額が35万円を超える場合は35万円）

（２） 国外枠 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額が55万円を超える場合は55万円）

（３） オンライン枠 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額が35万円を超える場合は35万円）

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が、申請者が行おうとする事業内容及び補助申請額等を把握し、指導機関による専門的指導につなげるため、次条の規定による交付の申請の前に、市長が別に定める方法により、市長に事前相談を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により事前相談を申し込まれたときは、その内容を審査して、事前相談の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知を受けた申請者が、市長が別に定める日までに、市長が別に定める指導機関による専門的指導を受けないときは、事前相談の申込みを無効とすることができる。

（交付の申請）

第8条 申請者は、前条の規定による事前相談を申し込んだ後に1回目の専門的指導を受けたときは、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（１） 事業実施計画書（様式第2号）

（２） 支出予算書（様式第3号）

- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 本市の市税に係る滞納無証明書
- (5) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあっては住民票の写し）
（発行後3月以内のものに限る。）
- (6) 直近の確定申告書等の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (7) 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書等（申請者が法人の場合に限る。）
- (8) 出展する見本市等の開催概要や出展料金等が記載された資料等
- (9) 申請者の事業実績を示す書類
- (10) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
- (11) 出展申込書の写し及び出展に係る経費を支払ったことを確認することのできる書類（第4条第2項の規定に該当するものとして、これを補助対象事業として申請する場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付決定通知書（様式第5号）（以下「交付決定通知書」という。）又は高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第11条 着手届及び完了届は、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松

市規則第 12 号) 第 6 条ただし書の規定により、その提出は省略するものとする。

(補助事業の変更等)

第 12 条 第 10 条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更しようとするときは、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除き、あらかじめ高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金変更交付申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 10 条の規定による決定の通知を受けた補助金の交付予定額が増額となる変更は認めない。

(1) 支出予算書の経費分類に記載した経費の配分の変更であって経費使用の効率化に資する場合

(2) 次のアからオまでに掲げる条件のいずれかに該当する場合であって補助金の額に影響しない場合

ア 事業実施計画書に記載した見本市等の名称、主催者、出展規模（前年度実績）、主なバイヤー企業名称及び見本市等の特色が変更となる場合

イ 事業実施計画書に記載した会場配置人数、現在の取引内容、成果目標、共同出展者の有無及び共同出展者数を変更する場合

ウ 事業実施計画書に記載した製品概要・特色、販売価格、原価、1 製品当たりの粗利益率、出展製品等数量及び取引先に希望する販売形態を変更する場合

エ 支出予算書の金額欄に記載した額から値引きがあった場合又は物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合

オ その他市長が適当と認める場合

(3) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金実績報告書（様式第 10 号）に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額を下回っていること。

イ その変更が、補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、

より能率的にその補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。

ウ アに規定するその下回っている額は5万円又は交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更後の事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の支出予算書（様式第3号）
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第9条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

4 市長は、第1項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 支出決算書（様式第12号）
- (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- (4) 出展申込書の写し（第8条の規定により、既に提出している場合を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付指令等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付指令書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。
（事業効果の調査）

第15条 市長は、補助事業の効果を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業効果に関する調査を実施することができる。

- 2 補助事業者は当該調査に対し、速やかに応じなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。
（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したと

き。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

- 2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象 事業	補助対象経費	
	費目	内容
国内枠	広告宣伝費	パンフレット・チラシ・ポスター・動画の作成に係る経費（自社製品等を紹介するもので、商談に当たり会場で掲示、上映又は来場者に配布するものに限る。）
	出展費	出展料、小間料、会場設営費、備品使用料、展示装飾費等
	委託費	会場設営費（展示装飾、工事費）
	通信運搬費	製品等・パンフレット等輸送費（外部委託に係る経費に限る。）
	旅費	前泊・後泊を含む対面式見本市等への出展期間中に係る宿泊施設への宿泊費、交通費（航空賃、鉄道運賃（特急・急行料金、新幹線の座席指定料金を含む、）、船賃、バス運賃等）（交通費は特別に付加された料金を除き、最も経済的で妥当な経路による額、宿泊費は別表第 2 に規定する上限額、2 人分を限度とする。）
国外枠	出展費	出展料、小間料、会場設営費、備品使用料等
	委託費	会場設営費（展示装飾、工事費）
	現地通訳費	出展日の現地通訳への報酬
	通信運搬費	製品等・パンフレット等輸送費（外部委託に係る経費に限る。）
	旅費	前泊・後泊を含む対面式見本市等への出展期間中に係る宿泊施設への宿泊費、航空賃（航空賃は特別に付加された料金を除き、最も経済的で妥当な経路による額、宿泊費は別表第 2 に規定する上限額、2 人分を限度とする。）

オンライ ン枠	広告宣伝費	パンフレット・チラシ・ポスター・動画の作成に係る経費（自社製品等を紹介するもので、商談に当たり掲示、上映又は来場者に配布するものに限る。）
	出展費	登録料、出展料、翻訳料、P C レンタル料（見本市等出展期間中のレンタル料に限る。）等
	通信運搬費	製品等及びパンフレット等輸送費（外部委託に係る経費に限る。）

別表第 2 （第 5 条関係）

補助対象 事業	宿泊地区分	補助対象経費
		1 人 1 泊当たり 宿泊費上限額 (税抜)
国内枠	甲（さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）	1 0 , 9 0 0 円
	乙（甲を除く全ての地域）	9 , 8 0 0 円
国外枠	指定都市（ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、シンガポール、アビジャン）	1 9 , 3 0 0 円
	甲（北米、西欧、中近東地域）	1 6 , 1 0 0 円
	乙（韓国、香港、東欧、東南アジア、大洋州地域）	1 2 , 9 0 0 円
	丙（中国、南西アジア、中南米、アフリカ、南極地域）	1 1 , 6 0 0 円

備考 国外枠の宿泊地区分における、甲、乙及び丙は、指定都市を除く。

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付申請書

次のとおり高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付を受けたいので、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱という。」）第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 申 請 額		円		
補助対象事業区分 (いずれか一つ)		☐ 国内枠 ☐ 国外枠 ☐ オンライン枠		
申 請	氏 名		電話番号	
担 当	役 職		E-mail	
添 付 書 類		(1) 事業実施計画書（様式第 2 号） (2) 支出予算書（様式第 3 号） (3) 誓約書（様式第 4 号） (4) 本市の市税に係る滞納無証明書 (5) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあつては住民票の写し）（発行後 3 月以内のものに限る。） (6) 直近の確定申告書等の写し（申請者が個人の場合に限る。） (7) 直近 1 期分の貸借対照表及び損益計算書等（申請者が法人の場合に限る。） (8) 出展する見本市等の開催概要や出展料金等が記載された資料等 (9) 申請者の事業実績を示す書類 (10) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (11) 出展申込書の写し及び出展に係る経費を支払ったことを確認することのできる書類（要綱第 4 条第 2 項の規定に該当するものとして、これを補助対象事業として申請する場合に限る。） (12) その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第8条関係）

事業実施計画書

1 見本市等の概要

出 展 見 本 市 等	☐ 見本市（国内） ☐ オンライン見本市		☐ 見本市（国外） ☐ 越境ECモール	
名 称				
主 催 者				
開 催 場 所 （※1、※2）	会場名： 住 所：			
開 催 期 間	全体（※2） 自社出展	年 月 日 年 月 日	～ ～	年 月 日 年 月 日
出 展 規 模 （前年度実績）	出展者数	者	来場者数（※2）	人
主 な バ イ ヤ ー 企業名称（※2）				
見本市等の特色				

2 出展計画

会 場 配 置 人 数 （※1、※2）			
現 在 の 取 引 内 容	主な取引先： 取引先数：		
成 果 目 標	主な取引先： 取引先数：		
出展名（展示ブースにおける社名板等の表記）			
☐ 申請者名と同じ ☐ 申請者名と異なる（出展名： ） 理由（ ）			
共同出展者の有無			
☐ 有（共同出展者数： 者（申請者を含む。）） ☐ 無			

3 製品等の概要

出 展 製 品 の 名 称			
製 品 概 要 ・ 特 色			
販 売 価 格		原 価	
1 製 品 当 た り の 粗 利 益 率		出展製品等数量 （※3）	
取引先に希望する 販 売 形 態	☐ 買取 ☐ 委託販売 ☐ その他（ ）		

（※1）オンライン見本市への出展の場合は記載不要。

（※2）越境ECモールへの出展の場合は記載不要。

（※3）越境ECモールへの出展の場合のみ記載。

様式第 3 号（第 8 条関係）

支出予算書

N0	経費分類	経費の内容	支出予定先	金額（税抜）	支払済
1				円	☐
2				円	☐
3				円	☐
4				円	☐
5				円	☐
6				円	☐
7				円	☐
8				円	☐
9				円	☐
10				円	☐
11				円	☐
12				円	☐
13				円	☐
14				円	☐
15				円	☐
補助対象経費合計額				円	
補助申請額（1, 000 円未満切捨て。 国内枠及びオンライン枠上限 35 万円。 国外枠上限 55 万円）				円	

※経費分類の名称が同じものは、まとめて記載してください。

※経費ごとに見積書又は記載した金額の根拠が分かるカタログやホームページの該当箇所のコピー等を順番に並べて添付してください。

※支払済にチェックが入るものがある場合は、支払ったことを確認することのできる書類を併せて提出してください。

※補助申請額は、補助対象経費合計額の 3 分の 2 以内の額とし、1, 000 円未満は切り捨ててください。

※補助申請額は、様式第 1 号の交付申請書に記載する補助申請額と一致させてください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- （１） 申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項各号に該当する中小企業者です。
- （２） 申請者は、要綱第 3 条第 2 項第 1 号に規定するみなし大企業ではありません。
- （３） 第 8 条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- （４） 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- （５） 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 1 3 項に規定する「接客業務受託営業」を行う者ではありません。
- （６） 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- （７） 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- （８） 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- （９） 申請者は、交付申請日において、高松市指名停止等措置要綱（平成 2 4 年高松市告示第 4 0 3 号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。

- (10) 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- (11) 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- (12) 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- (13) 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。
- (14) 交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- (15) 交付決定を受けない場合又は既に受けた交付決定が取り消された場合における、既に要した事業費は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- (16) 交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。
- (17) 既に着手した事業については、交付決定を受けるまでの間は、内容の変更を行わないことに同意します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 2 0 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金実績報告書（様式第 1 0 号）を提出しなければなりません。
 - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければなりません。
 - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金不交付決定通
知書

年 月 日付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（新市場販
路開拓）補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松
市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱第 1 0 条の規定によ
り通知します。

交付をしない理由

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の補助申請額		円
添付書類		(1) 変更後の事業実施計画書（様式第 2 号） (2) 変更後の支出予算書（様式第 3 号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金変更交付決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更後の補助金の交付予定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 2 0 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金実績報告書（様式第 1 0 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければなりません。
 - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）中止（廃止）承認申
請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事
業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市需要開拓促進事業（新市
場販路開拓）補助金交付要綱第 1 2 条第 5 項の規定により申請します。

中 止 （ 廃 止 ） の 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	年 月 日
中 止 の 場 合 の 再 開 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 13 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補 助 金 の 額	円
補助対象事業区分 (いずれか一つ)	☐ 国内枠 ☐ 国外枠 ☐ オンライン枠
添 付 書 類	(1) 事業実績書（様式第 11 号） (2) 支出決算書（様式第 12 号） (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し (4) 出展申込書の写し（要綱第 8 条の規定により、既に提出している場合を除く。） (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 11 号（第 13 条関係）

事業実績書

1 見本市等の概要

出展見本市等	☐ 見本市（国内） ☐ 見本市（国外） ☐ オンライン見本市 ☐ 越境 E C モール		
名 称			
主 催 者			
開 催 場 所 （※1、※2）	会場名： 住 所：		
開 催 期 間	全体（※2） 年 月 日 ～ 年 月 日 自社出展 年 月 日 ～ 年 月 日		
出 展 規 模	出展者数 者	来場者数（※2） 人	

2 出展実績（※2）

出展製品の名称			
名刺交換数		商談件数	
実績報告書提出時点 における商談成約件数		実績報告書提出時点 における商談継続中件数	
商談成約金額 （千円）			
商談成約内容 （製品等）			

3 販売実績（※3）

出展製品の名称	
売 上 個 数	
売 上 金 額	

4 所見

効果 （出展によって 得られたこと）	
今後の事業展 開、展示会出展 について	

（※1）オンライン見本市への出展の場合は記載不要。

（※2）越境 E C モールへの出展の場合は記載不要。

（※3）越境 E C モールへの出展の場合のみ記載。

5 写真シート

※見本市等で出展していることが分かる写真を４枚以上添付。その中には「ブース前方からの写真」及び「展示品が明瞭に分かる写真」を必ず含むこと（ただし、オンライン枠の場合、「ブース前方からの写真」は不要。）。
※任意様式での提出も可。

①	②
③	④
⑤	⑥

支出決算書

N0	経費分類	経費の内容	支出先	金額（税抜）	領収書添付
1				円	☐
2				円	☐
3				円	☐
4				円	☐
5				円	☐
6				円	☐
7				円	☐
8				円	☐
9				円	☐
10				円	☐
11				円	☐
12				円	☐
13				円	☐
14				円	☐
15				円	☐
(1) 補助対象経費合計額				円	
(2) (1)の2 / 3の額(1,000円未満切捨て)				円	
(3) 交付決定通知書に記載の補助金の交付予定額				円	
(4) 補助金の額 (2)又は(3)のいずれか低い額				円	

※経費分類の名称が同じものは、まとめて記載してください。

※番号に対応する数字を添付する証拠書類に記載し、順番に並べて提出してください。

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。